

日本学術会議新法が科学者の動機を阻害する —2025 年 6 月 16 日の声明に寄せるメッセージ—

吉川弘之

新しい日本学術会議法が両院で可決された。今までの日本学術会議法と新法との違いは、声明で説明されるように大きな違いがあり、科学者のあり方に大きな変化が求められている。果たして新日本学術会議に選ばれた科学者たちの代表がこの変化を受け入れることが出来るのか、その答えは簡単ではないが、ここでは私自身の問題として考えてみる。

科学者とか、学者といわれる者はどのような存在か。考えてみれば、そのような称号を、誰からも授けられた記憶はない。それは称号ではなく、科学や学問を研究するという行為をしているものということである。言い換えれば、本人の意思に従って行なっている行為によってそのように呼ばれるに過ぎない。そしてそのような人たちの全体を科学者コミュニティと呼ぶが、その代表が法的に根拠を持つのが日本学術会議である。しかし科学者の集まりである科学者コミュニティは、この名も定義があるわけではなく、現在存在している科学者、学者の集まりをそう呼ぶのである。そこには制度らしいものは何もない。しかしその存在が現代の国家にとって必要不可欠であることは間違いない。

国際的にこのことは次のように表現されている。「科学者コミュニティは、社会と暗黙の協定を結んでいる」。社会とは一般の人々で、特別に科学に関わる人を意味はせず、すべての一般の人々と考える。これは長い人類の歴史の中で、学問が人類にとって貴重な知識であることへの理解があり、それを作る人々である科学者、学者の存在を認め、社会がその支援を「自ら行う」という暗黙の契約である。その契約の実施は国によって異なるが、いずれも科学者・学者は、社会の期待に自発的に応えるという趣旨である。

このことが、1948 年に制定された従来の日本学術会議法に書かれていることに注目しなければならない。日本学術会議法前文は、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」として科学者・学者のあり方を述べ、また第 2 条では、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」と書かれているが、ここでは科学者・学者の社会における具体的な行動への期待が述べられている。

このように科学者、学者は、何らかの目的に従って社会的に制定され合意された役割や仕組みに従って存在するものではなく、科学者、学者になりたいものになっているのであるが、それは歴史的に言って、宇宙、自然のもとで存在する人類が、その対象に関心をもち、それを理解しようとする行為、真実の探究を動機として自発的に研究するものが生まれ、その理

解が生存に役立つことの発見を原点として、その行為が拡大して、長い歴史を経て、個人的興味を越えて、人類にとって有益な知識である学問を生み出すものとしてその行為が社会、すなわち人々に認知されたのである。これは世界的には、前述したように科学者と社会の暗黙の契約と呼ばれて存在しており、契約に対応する具体的な課題が述べられているのである。

以上のことを普通の言葉でいえば、真実を知りたいと思う心を根拠として研究を行う人、それが科学者、学者である。この事実を認識して、今から 77 年も前に制定された日本学術会議法の前文、そして第 2 条に明快に描かれている科学者への期待は、今でも正しいと思われるだけでなく、現実はこの 77 年間に於いて、科学者の多くはこの日本学術会議法に励まされて、自らの心に芽生える真実の探究という行為を社会的使命と考えて研究を続けて来たのである。

それをなくして、外形的な枠組みをはめようとする新法は、科学者、学者の内的な動機を破壊し日本の科学研究を明らかに劣化させるであろう。